

## 令和5年度 第3回香美市まちづくり委員会 会議録要旨

開催日時 令和6年2月15日 午後6時30分から午後8時00分

開催場所 香美市役所 3階会議室1

出席者 まちづくり委員 13名

市長 防災対策課長 定住推進課3名 事務局(企画財政課)4名

欠席者 :7名

### 1. 開会

市長挨拶

### 2. 議題

#### (1) 第2回グループワーク提言について

##### ・香美市提案型市民役事業

「議題(1) 資料1」を読み上げ、募集テーマとして「あんぱん」に関する事業を取り入れる事と、「議題(1)資料2」の募集要領(案)の内容で、3/1 広報にて募集開始の予定である事を説明 (※「議題(1)資料2」は部外秘)

応募者プレゼンテーション審査員は、中村会長、濱崎副会長、高村委員、熊瀬委員の4名に決定した事を報告

##### ・自治会の活性化

「議題(1)資料3」の内容で市長に報告した事を説明

※委員からの質問なし

#### (2) 香美市協働推進計画の進捗管理について

「議題(2)資料1」は、香美市協働推進計画の4つの基本方針に基づく各取り組みについて、各課に照会するなどして、事務局で評価・とりまとめしたものになる。

計30項目あり、総合すると「A評価4、B評価22、C評価2、D評価2」となり、B評価が7割越えで、全体的には「概ねできている」という評価になる。

「評価理由・実施状況など」の欄に「A B C D」の内訳が記載されているものは、「議題(2)資料2」を基にしている。なお、評価対象とした事業は、第2次香美市振興計画で「市民との協働」に該当しているもの等から事務局が選定した。

「議題(2)資料3」は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関について、

R5.12.31 現在の委員総数(うち公募委員数)と、香美市公式HPへの会議結果の公開の有無をとりまとめたもので、「審議会等委員の公募、会議録の公開」に関する評価の基準となっている。

「議題(2)資料 4」は、各課の協働事業について委員の皆様から事前に募った質問についてになる。(防災対策課長と定住推進課長から説明)

※以下、委員からの質問

・県外からの移住者が 27 人で県内を含めると 1108 人であるという事は、県内からの移住が多いという事だが、高知市や高知県南部などから、香美市は津波の心配が少ないから移住した、という傾向があるのだろうか。

→確かに県内からの移住が多い。津波の心配が少ない点は、移住のきっかけになっているだろうと考えている。

・香美市は耐震改修工事の補助金が 150 万と高いが、評点を 1.0 以上にしなければならない。他の市町村では 0.7 でも、ある程度の補助金が支給される事がある。2 階が 1 階を押し潰すような崩れ方をするので、1 階の一部の部屋だけでも補強すれば、住民の安全性が高まる事もある。そのような場合でも補助金が支給される仕組みを考えてもらえないだろうか。→部分的には崩れないシェルターのような安心があっても、閉じ込められたままになるといけないので、何か逃げられる対策とセットにしないといけないと考えている。ただ、他市で事例があるのであれば、調べてみたい。

・耐震診断、改修設計、改修工事の 3 つが連続して行われないと補助金の対象にならないか。→申請は個別なので、補助金対象にはなる。診断だけ行い、事情があって止まっているケースはあるが、あまり望ましくないと考えているので、その理由を問い合わせるようなアンケートをしたいと考えている。

・朽ち果てた空き家が、主要道路に面している場合や、近隣に迷惑をかけている例がある。所有者に対して何らかの対策を講じる等、市として積極的に問題解決を促しているのか。→相談があった件については対応している。

・既に相談した件があるが、その後の連絡がないので、どうなっているかの状況報告はお願いしたい。

→できる限り現状の報告をしたいと思っているが、実は未解決の案件が 56 件あり、対応が追い付いていないところがある。法律の改正が 12 月にあったが、再調査が必要なケースな

どもある。皆様には大変ご迷惑をおかけしているが、できる限り迅速に対応し、進展させたいと考えている。

緊急道路に面した空き家が崩壊し通行不能になるケースなど、その指導の強化が必要である。これまで、個人の所有物のため対応が困難であったケースも、法律の改正を受けて、より積極的に取り組んでいきたい。また、空き家を放置する理由の一つに、建物がなくなると固定資産税が上がる点があるが、この問題に対しても、更地と同様に課税するようになってきている。

・中山間地域では、水路に関する問題も深刻で、水田やハウスなど、水を必要とする水路沿いに、古い空き家がある。こうした状況に対して、行政が強制的に、所有者に対して何らかの措置を取る事ができないか。条例や法令上の問題があるかもしれないが、実際に水路を管理している自治会は大変な思いをしている。

→交付金などを活用しながら、今後の農地等の利用方針も含めて検討していきたい。農業用水ではなく町の排水に関連する部分もあるが、必要性を見極めて維持するかどうか検討していかなければならない。中山間地域の住宅は非常に分散しており、街の状況とは異なるため、適切な方策を講じる必要がある。支所とも連携をとりながら、優先順位をたててやっていきたい。

・香美市提案型市民役事業補助金のテーマに「あんぱん・健康」とあるが、あんぱんと健康が絡んでいなければいけないのか、それとも、特に絡んでいなくても良いのか。

→あんぱんと健康は関係してなくても良い。(表記の仕方を工夫する。)

・空き家は多く存在するが、それを管理してくれる人がなかなかいない。すぐに住める状態ではない空き家をリフォームするような、市の補助金はどのようになっているか。

また、調整区域があるために、なかなか家が建たないという問題をどのように考えるか。

人口が増えているところは、前述の点が充実していたり、子育て環境が非常に良いところだったりするが、香美市としてそういった点をどのように考えているか。

→空き家については、全域調査を行っている。「空き家改修補助金」があり、持ち主から相談があれば、空き家バンクに登録し、補助金を交付している。

市街化調整区域についてはどうにもならない点もあるが、最近では柔軟な対応が可能になってきている。もともと家が建っていたところや大規模集落など、個別に相談をいただければ、建築が可能な場合もある。また、開発業者向けにはなるが、調整区域において地区計画を策定すれば、住宅の建設が可能な事もある。

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学といった教育機関が揃

っている点や、香北のバカロレア教育など、香美市の子育て環境の良さをアピールし、さらに進めていきたい。

- ・移住者の情報を自治会へ提供する是非について、また、転入届提出の際に、自治会加入の勧誘をしているか。

→個人情報の問題があるため、移住者の住所や家族構成などを市から教える事はできない。

- ・空き家バンクに登録してある物件を購入した人は、自治会への加入が条件となっているが、それ以外の方の自治会への加入は本人の意思となる。

- ・敬老会の対象となる75歳以上のリストを、民生委員に渡す事はできないか。同意をとって提供するにはできないか。

→敬老会に関しては、その運営にかかる分に限って75歳以上の名簿を貸し出す事はあるが、民生委員に渡す事はしていない。災害時に備えて、本人の同意がとれている要支援者の名簿を社会福祉協議会を通じて提供する事はあるが、基本的に名簿の提供はできない。

情報の提供は、何に使うかの目的をはっきりさせないといけないため、一律に同意をもらう事も難しい。

- ・協働推進計画取り組み評価シートの「市職員の意識向上」にD評価が二つある。ある意味仕方ないとは思いますが、どうか。

→「市職員が地域活動をしているか」について調査をしていないため、その評価を付けている。市外在住の職員もいたり、強制はできなかつたり、どのように調査し評価するのか難しいところはある。「参加を推奨する」という立場で取り組んでいくようにしたい。

「協働の視点での事業構築」については、該当するケース自体が少ないと思われるが、該当しそうな事業があれば、こちらから声かけなどを行っていく。

- ・「議題2 資料3」を見て、これだけの審議会があったのを始めて知った。公募委員の数が少ないので、もっと一般の方がたくさん参加できるようにできないか。

→公募委員が0人となっているものには、公募したが応募がなかったものも含まれている。個人情報を取ったり公募にそぐわなかつたりするもの以外は、「審議会等の委員の公募に関する条例」に基づき、募集は一定行われていると捉えている。

一般市民への公募に加えて、最近男女比も問われているので、併せて、募集の広報のしかたなどを工夫していく。

・セレネ前のアンパンマン広場の利用申請は、市の後援を受ける手続きや保険をかける必要があるなど複雑なため、もう少し簡単にできないだろうか。申請から許可取得までに1カ月以上かかった。

→様々なケースや団体の利用が想定されるので、ある程度の手続きは必要不可欠だと考えるが、ご意見いただいた件については担当課に伝達する。

## (2) その他

「香美市協働推進計画～職員のためのダイジェスト版～」を作成した事を紹介

## 3. 閉会